

2021年4月改訂版

近接工事協議のご案内

～小田急線と近接した場所で工事をされる方へ～



odakyu

小田急電鉄株式会社

近接工事受付窓口

小田急電鉄株式会社 工務部土木担当

〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3

電話 03-3349-2390

FAX 03-3349-2396

受付時間 10:00 ~ 16:30

(12:00~13:00及び土日祝祭日は除く)

メールアドレス

kinsetu@odakyu-dentetsu.co.jp

1 近接工事について

列車が運行されている線路や線路境界の近くまたは鉄道構造物に接近して行う工事を『近接工事』と言います。

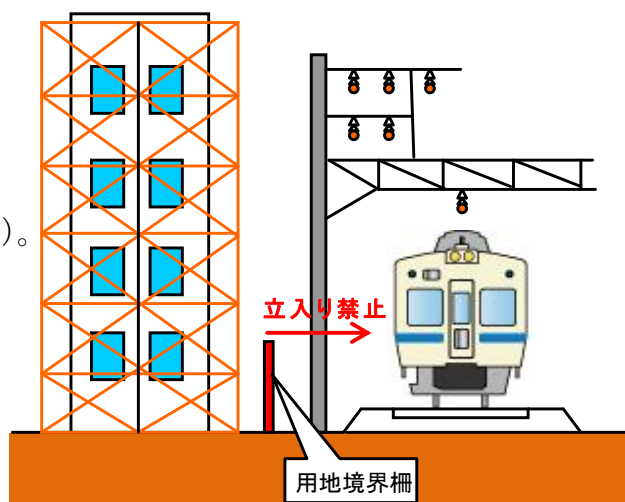
近接工事においては、軽微な「ミス」や「不注意」が鉄道施設および列車運行に支障を与え、多数の旅客に影響を与えかねません。また、列車の脱線・転覆など重大事故の原因となったり、さらには作業員と列車の接触事故、電線に触れることによる感電事故により大切な人命を失う恐れもあり、社会的にも多大な影響を及ぼすことから、近接工事の施工に際して施工条件等を規定させていただいております。

ついでには、近接工事を施工される方におかれましては、作業に従事される方の安全確保や列車の安全・安定輸送を確保するために、守っていただかなければならない事項があります。このため、**線路や線路境界の近くまたは鉄道構造物に接近して工事を行う場合は、事前に弊社と打ち合わせしていただく必要があります。**ご理解とご協力をお願いいたします。【建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）および労働安全衛生規則 第五章 電気による危険の防止】

2 近接協議を必要とする主な工事（お願い）

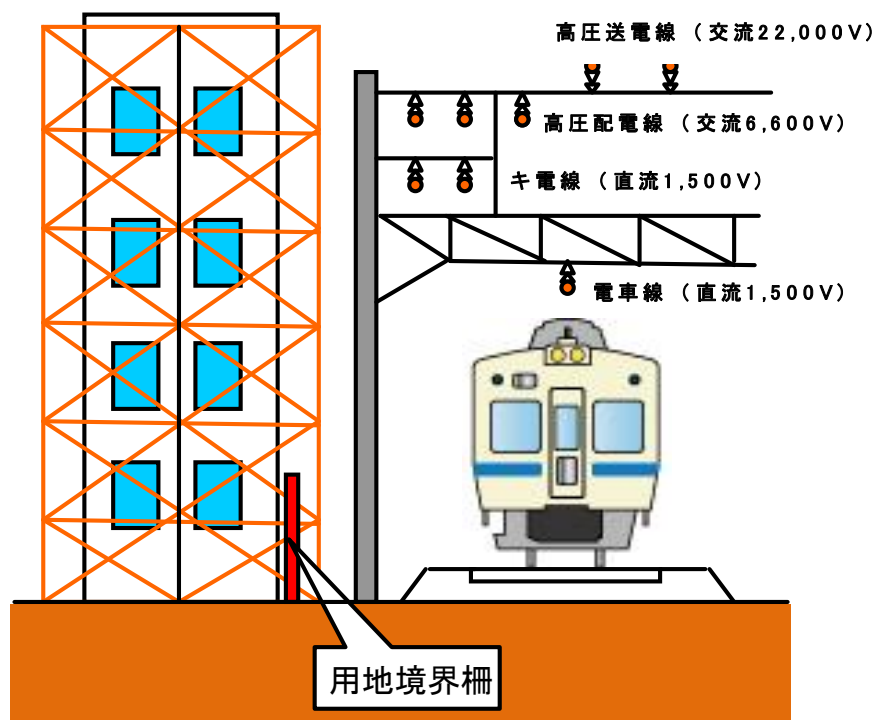
① 線路に近接して行う建築物、建築仮設物工事

- (1) 仮設足場等で長尺単管パイプ等を使用する場合は、作業手順が記入されている施工計画書の提出をお願いします。また、仮設足場の構造（枠組、単管他）についても記載をお願いいたします。
- (2) 仮設足場等を設置、撤去する際、資材、工具が線路内に落下し、列車運行に支障を及ぼす恐れのある時は、線路閉鎖作業（営業列車が終了後の夜間作業）でお願いする場合があります。
- (3) 仮設足場等を設置する際は、施工方法、設置箇所および設置規模にもよりますが、当社が認定する「列車監視員」の配置をお願いする場合があります。
- (4) 仮設足場はアンカーおよび控えを確実に実施し、鉄道用地内に足場を絶対に倒さないようお願いいたします。
- (5) 仮設フェンス、防護ネット等は風により転倒・飛散・落下させないように確実に固定し、定期的ならびに台風等で強風が予想される場合には、点検の強化や補強をお願いいたします。
- (6) 線路内に資材等を、当社内に越境させないようにお願いいたします。
- (7) 鉄道構造物、鉄道付帯施設を利用した施工は行わないようお願いいたします（境界柵への足場固定等）。
- (8) 工事現場の日常の点検は万全を期して下さい。



② 線路内に仮設足場等の一部が入る工事および電線路に近い工事

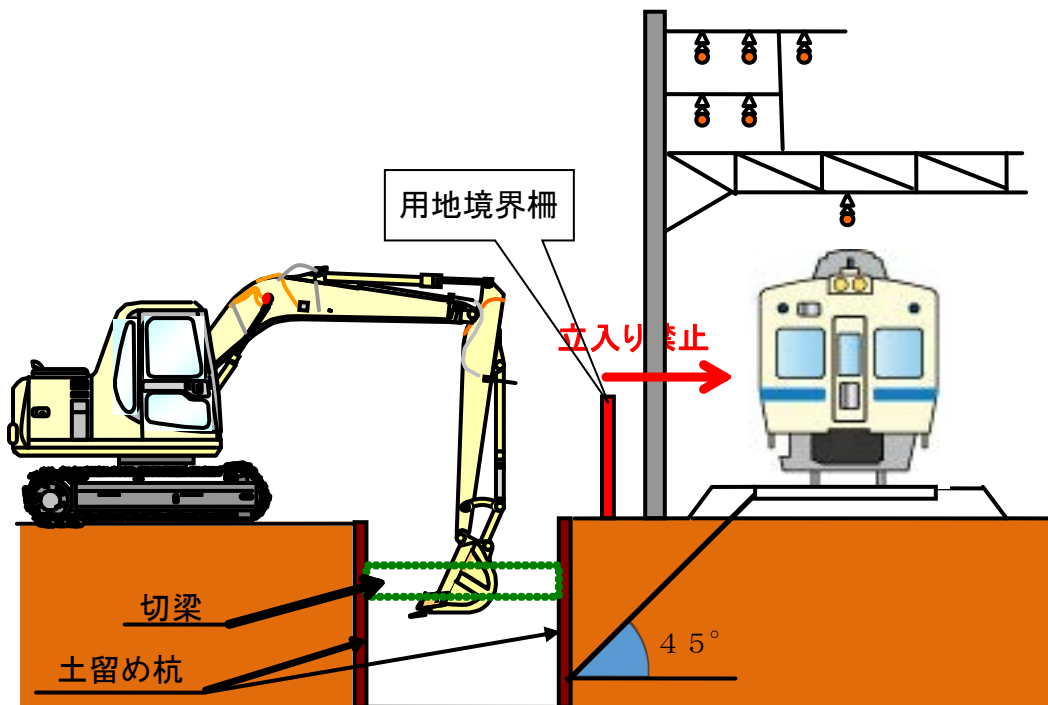
- (1) 仮設足場等がやむを得ず線路内に入り、線路や電線路に近づく場合は、線路閉鎖および給電停止を伴う作業（営業列車が終了後の夜間作業）となる場合があります。この場合は当社係員の立会いが必要となります。また、当社が認定する「工事指揮者」の現場への配置が必要となる場合があります。
- (2) 仮設足場等が線路内に入る場合は、当社管財部との「用地の一時使用に関する協議」が必要となります（用地使用料が発生します）。



③ 線路に近接して行なう掘削、杭打ち・引抜、地盤改良、薬液注入、推進工事

- (1) 当社において近接施工に関する資料を確認させていただき、軌道の変位が考えられると判断した場合には、列車荷重の影響範囲内のFEM（有限要素法）解析等による検討（線路にどの程度影響を与えるかの検討）をお願いいたします。また、必要に応じて鉄道構造物の安全対策をお願いいたします。
- (2) 掘削、盛土、埋戻し、推進工事を行なう場合は、軌道の変状が予想されるためFEM（有限要素法）解析等による変状予測や施工方法について、十分な検討をお願いいたします。
- (3) 軌道変位が想定される場合は、原則として当社が認定する「工事指揮者」および当社が認定する「列車監視員」を工事施工中に常駐させ、軌道検測（四項目測定、レベル測量、トラバース測量等による変位測定、変位計の設置）および構造物検測（傾斜計、沈下計等）をお願いいたします。なお、軌道検測の周期および測定日数は、施工状況および施工条件により異なりますので、詳細な打合せをお願いいたします。

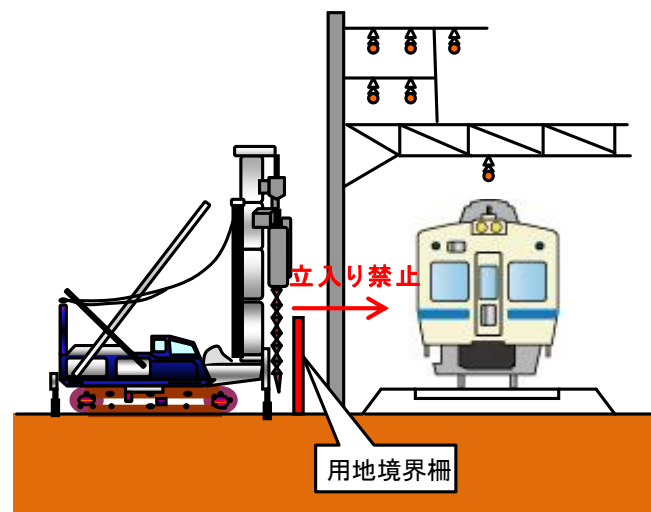
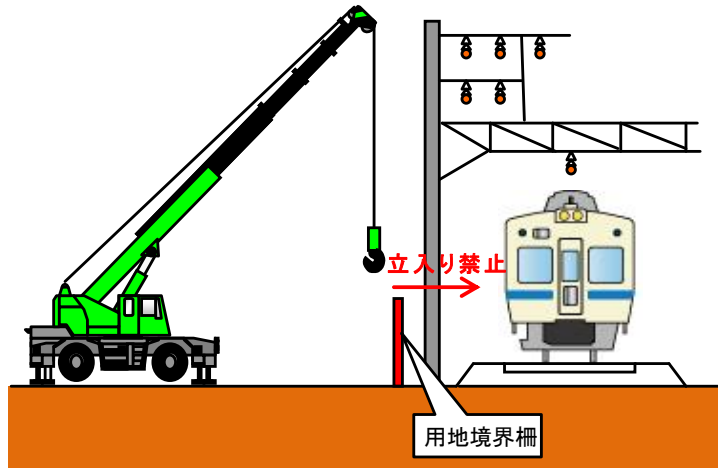
- (4) 線路面より下を掘削する場合には、ヒービング・ボイリングによる影響を検討し、掘削底面下に被圧地下水がある場合は、盤ぶくれに対する安全性の検討をお願いいたします。
- (5) 仮土留工は、構造（鋼矢板、親杭式土留め壁等）を明確にし、水の影響が予想される場合は止水壁等の工法検討をお願いいたします。
- (6) 地下水位が高く水の流出等が予想される場合は、対策工法等の検討をお願いいたします。
- (7) 線路および土留支保工等に変状を認めた場合時は担当工務区に速やかに連絡し、その指示に従うようお願いいたします。



④ 重機械使用の工事

- (1) 重機械を使用する作業は、施工計画書を提出の上、施工方法、重機械名称、使用方法、使用位置等について明確にするようお願いいたします。
- (2) 重機械を使用する作業は、列車接近時には作業を一時中断するようお願いいたします。なお、必要に応じて当社が認定する「列車監視員」の配置をお願いする場合があります。
- (3) 揚重作業は、当社用地上空を侵害させないようお願いいたします。やむを得ず揚重作業により当社用地上空を通過する資機材運搬は、線路閉鎖および給電停止を伴う作業となり、当社係員の立会いおよび当社が認定する「工事指揮者」の配置が必要となります。
- (4) 軌道側への旋回を行わないでください。やむを得ず旋回をする場合は必要に応じて当社が認定する「列車監視員」を配置し、列車接近時には作業を一時中断するようお願いいたします。

- (6) 重機の使用は鉄道用地外での使用とし、鉄道用地内への立入りは原則として認めておりません。
- (7) 転倒防止のため、足回りの安定確認後（地盤のゆるみ等に注意し、アウトリガーは完全に設置）に作業を行なうようお願いいたします。
- (8) 吊荷の重量は、許容重量を絶対に超えないようお願いいたします。
- (9) 荷を吊る際は、横引き、斜め引きは絶対に行わないようお願いいたします。



⑤ 踏切道前後の道路工事等

- (1) 使用重機の作業範囲が遮断桿外方 1 m 以内に入る場合、または入る恐れがある場合は、原則として当社係員立会いの線路閉鎖間合いで作業を行うようお願いいたします。また、上記の範囲には入らず、営業列車運行時間帯で作業を行う場合は、当社が認定する「列車監視員」を配置の上、作業を実施していただきますようお願いいたします。踏切に設置している「障害物検出装置」に検出された場合、列車が停止しますので、十分注意をするようお願いいたします。
- (2) 大型車輛等の踏切通過に伴い、列車運行に支障を及ぼす恐れのある場合は車両誘導員を配置の上、原則として当社係員の立会いによる線路閉鎖間合いで踏切を通過するようお願いいたします。また、列車運行の支障の恐れが小さい場合で、営業列車運行時間帯での踏切通過は円滑な通行を確保するための車両誘

導員および必要により当社が認定する「列車監視員」の配置をお願いいたします。

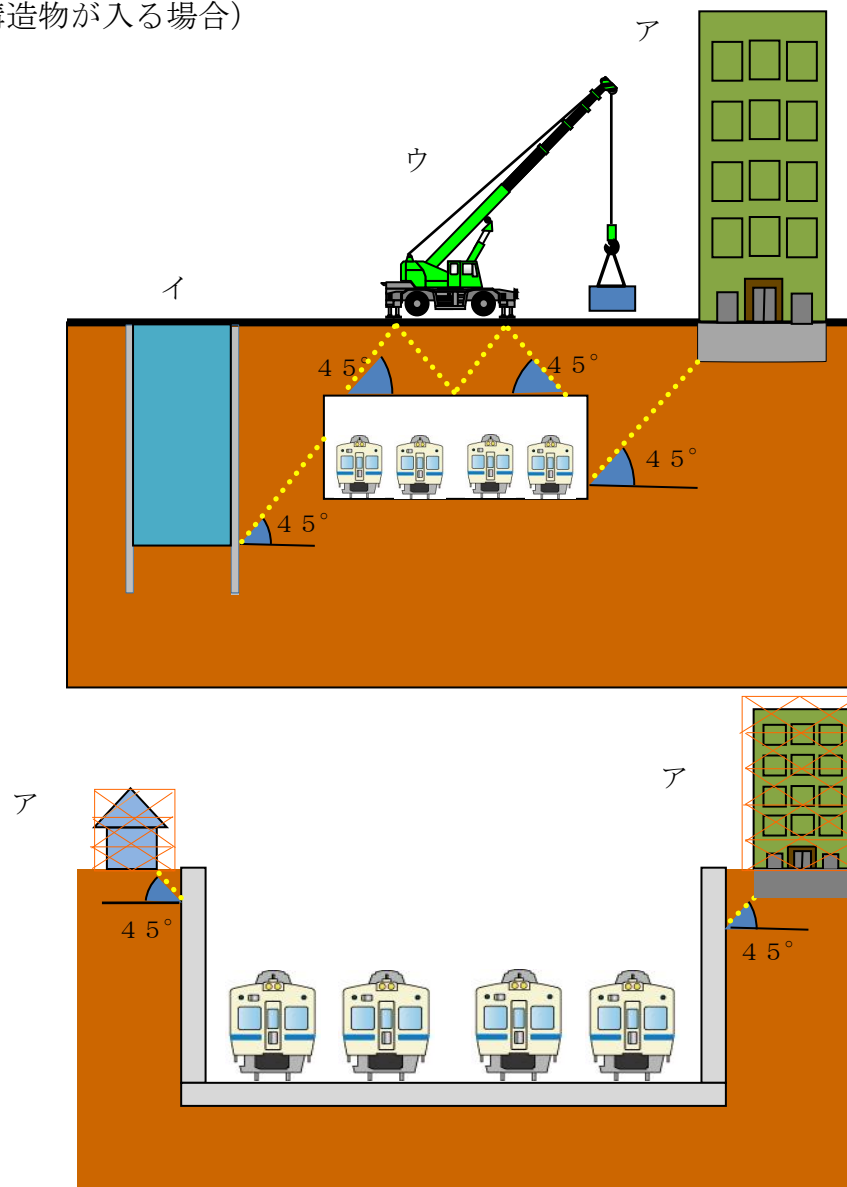
⑥ トンネル周辺の工事

- (1) トンネル周辺での重機使用、掘削、盛土、構造物の基礎等の工事は、アーチアクションが損なわれる恐れがあるため、施工計画書を提出いただき、FEM（有限要素法）解析等による安全性の検証を行なうようお願いいたします。

⑦ 地下構造物周辺の工事

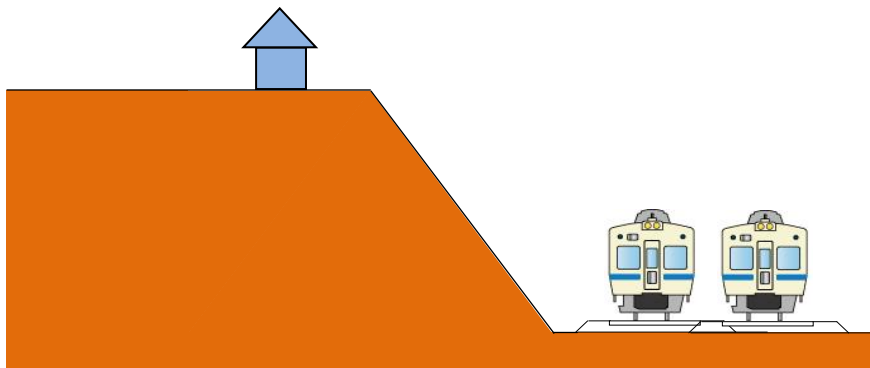
- (1) 地下構造物周辺での建築工事、大規模な掘削工事や埋設工事および地下構造物上での大型重機械による作業は、地下構造物への影響が考えられるので、事前に協議していただき安全性の検証を行うようお願いいたします。

- ア 地下構造物付近での建築工事（床付けから 45° のラインに地下構造物が入る場合）
- イ 大規模な掘削工事や埋設工事（床付けから 45° のラインに地下構造物が入る場合）
- ウ 地下構造物上での大型重機械による作業（荷重分布 45° のラインに地下構造物が入る場合）



⑧ 法面上の工事

- (1) 法面上での建築工事などは、建物の重量が法面へ加わるため法面崩壊の恐れが考えられるので、建物の位置や地質調査結果を基に、事前に協議していただき安全性の検証を行うようお願いいたします。



⑨ 電線路に近い工事

- (1) 当社線の電線路から、設置しようとする足場や配置しようとする重機械の離隔距離によっては、電線路に防護管を装着（近接工事施工者負担）の上、線路閉鎖および給電停止間合いで作業を行なうようお願いいたします。また、上記の条件には該当せず、列車運行時間帯で実施する作業は、当社係員の立合いおよび必要により当社が認定する「列車監視員」の配置をお願いいたします。
- (2) 電線路には高压電線も添架されており、単管パイプ等の伝導体を高压電線に近づけるだけで、接触しない場合でも「放電による感電」をする恐れもあり大変危険ですので、絶対に近づかず、触れないようお願いいたします。

⑩ 線路内での調査・測量・目視点検

- (1) 線路内に立入りが必要となるもの、容易にその作業員や使用機材の待避・撤去が可能な測量作業の他、線路上空の橋梁目視点検等の簡易な作業については、当社係員の立会いのもと当社が認定する「列車監視員」の配置の上、作業を行なうようお願いいたします。

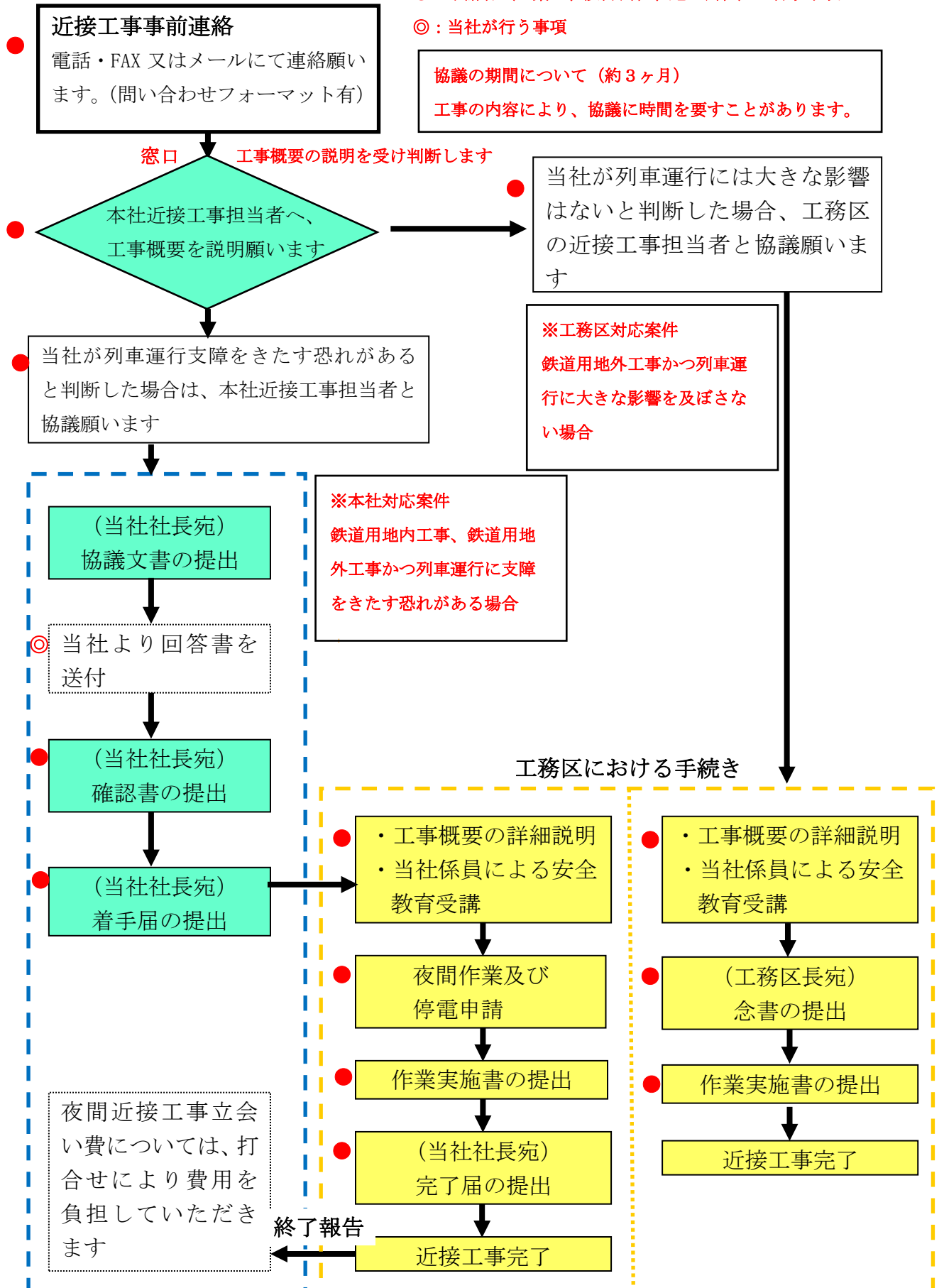
⑪ その他（用地境界柵未整備箇所、排水について）

- (1) 用地境界柵未整備箇所において、隣接土地の宅地造成や道路整備等により、第三者の鉄道用地への出入りが容易になるような場合には、施工者側にて鉄道用地への侵入防止対策の設置（仮設を含む）をお願いいたします。
- (2) 排水（雨水・汚水）は土地所有者側で処理をするようお願いいたします（当社の用地内には流さないでください）。



3 近接工事協議業務フロー

- : 申請者（建築主、設計会社、施工会社）が行う事項
- ◎ : 当社が行う事項



4 夜間近接工事、停電作業の実施について

① 夜間作業、停電作業申請手続き

- (1) 夜間作業の申請（夜間作業申請書の工務区への提出）は以下のとおりです。
- ・ 前期（1日～15日）実施分は前月の10日まで
 - ・ 後期（16日～31日）実施分は前月の20日まで
- 停電作業の申請（停電作業申請書の工務区への提出）は以下のとおりです。
- ・ 前期（1日～15日）実施分は前月の10日まで
 - ・ 後期（16日～31日）実施分は前月の20日まで

② 協議の期間について

- (1) 工事の内容により、協議に時間を要することがあります。（約3ヶ月）十分余裕を持った日程で、工事の連絡をお願いいたします。

5 近接工事における費用負担について

以下については、工事の内容により負担していただく費用です。

① 夜間作業立会費

終電後の「線路閉鎖手続き」と施工中および施工終了時の安全確認を実施する当社係員の立会い監督者費用です。

② 列車監視員費

列車接近の合図を作業員へ送る列車監視員費用です。

③ 電車線防護費

電線路との接触および損傷を防止するため、電線に装着する防護管の取付けならびに撤去に要する費用です。

④ 検電短絡接地費

電路が確実に停電されているか否かを検電器具を用いて確認し、短絡接地器具にて短絡接地し、感電を防止する作業にかかる費用です。

⑤ 影響検討費

近接工事により影響を受ける恐れのある当社鉄道構造物（軌道・高架橋・トンネル・橋梁・擁壁・法面等）を適切な変位予測手法を用いて、事前にその影響の度合いを検証するためにかかる費用です。

⑥ 軌道変位監視費

測定機器や人力により、軌道や鉄道構造物の変位を測定し監視する費用です。

⑦ 用地一時使用費（管財部扱い）

足場設置等で当社用地の一部を使用する場合にかかる用地一時使用費です。

※ 打合せ事項を厳守し、列車運行に対して安全作業でお願いします。